

犯罪被害に遭った学生に対する支援体制整備の要望

【ご意見・ご要望】(投稿日:2025年5月27日)

私は、同じ京都大学の学生から暴力を受け、怪我を負いました。

数年にわたり司法上の手続きや医療機関での治療が必要になるなど、深刻な影響を受けました。

被害後、大学内の相談窓口に連絡をしましたが、繰り返し被害について説明を求められたり、部局間の連携が不十分で不利益を被ったりしました。暴力被害によって心身ともに傷ついているにも関わらず、大学の支援体制の不十分さは、二次的な精神的負担を生じました。

犯罪被害に遭った経験を踏まえて、大学には以下のような支援体制の整備と再発防止策の実施を強く要望します。

1.加害者との接触回避措置の明確化

- ・1-1 授業時間・教室の調整などの措置を迅速に実施
- ・1-2 加害者が在籍している期間の被害者の安全確保策を明文化

2.相談窓口の統一と情報連携

- ・2-1 複数部署への説明を繰り返さずに済むよう、記録と引き継ぎの明確な体制を整備(カウンセラーと教職員の連携、学部や大学院を越えた連携)
- ・2-2 一次窓口を明示し、被害者が迷わず相談できる導線を構築(現在は、カウンセリングの窓口や人権相談窓口などが複数あり、どこに相談すればいいか分かりにくい)

3.心身の回復と学修支援の両立支援

- ・3-1 通学・受講困難な場合のオンライン対応・授業録画・課題配慮等の柔軟な措置
- ・3-2 必要に応じた休学や履修変更の案内と制度利用支援

4.専門的・外部的支援との連携

- ・4-1 学内の相談窓口だけでなく、外部の相談窓口や支援制度の紹介(法テラス等)

5.啓発と再発防止

- ・5-1 学内で犯罪被害が発生した際には、全学生に対して注意喚起のメールを送付
- ・5-2 学内での「犯罪被害を受けたとき・見かけたときの対応方法」の周知(警備員室の連絡先・相談窓口の連絡先の掲載)
- ・5-3 全教職員・学生への暴力・ハラスメント防止研修の定期実施(何が暴力やハラスメントにあたるか、二次加害についての教育も含む)

・5-4 暴力やハラスメントについての実態調査の実施とその結果に基づいた改善策の検討(被害や目撃情報の把握、被害者のニーズの把握、相談窓口の認知度や信頼度の把握)

「被害や目撃情報の把握」とは個々のハラスメントや暴力に対する対応ではなく、「これまでに(あるいはこの一年間に)何件の被害の相談があったか」、「これまでに(あるいはこの一年間に)何件の被害の目撃情報があったか」などを調べてほしいということです。

「被害者のニーズの把握、相談窓口の認知度や信頼度の把握」とは、「大学の相談窓口でどんな対応をしてほしいですか?」「被害にあったときにどこに相談すればいいか知っていますか?」、「大学の相談窓口に相談したいと思いますか?(いいえならばその理由)」などの質問項目を設けた、犯罪被害やハラスメント被害に関するアンケートを大学の学生、教職員全体に対して実施してほしいという意味です。そして、被害件数の調査やアンケートの結果を踏まえて、改善策を考えてほしい、というのが5-4の要望です。

・5-5 被害者を責めることのないよう、啓発 私は、自分の受けた被害が繰り返されるはならないと強く感じております。そのために暴力事件の予防策を実施することを求めます。また、被害に遭ってしまった人が学内でも十分な支援を受けられるような制度の整備を求めます。

誰もが安全で安心して学び続けられる大学を実現するために、上記のような制度整備と再発防止策の構築を、真摯にご検討くださいますようお願い申し上げます。

【回答】(回答日:2025年12月24日)

(回答部署:学生担当理事・副学長、学務部長)

今回、意見箱にいただきましたご要望を重く受け止めていることを、最初にお伝えさせていただきます。

各々の項目への担当部署からの回答は後述のとおりですが、大学各部署の連携についてのご指摘に関しまして、思案すべき事項の多い重要なご意見・ご要望としてしっかりと検討し、今後の取り組みに反映させていきたいと考えております。

具体的に改善できる部分はまずは小さなところからかもしれませんが、多様な観点から検討を進めていこうと考えておりますし、現在、動き始めている部分もございます。

組織間の連携やプライバシーに関わる情報管理への考え方などから、かえって学生へ不要な負担をかけるような事態とならないよう、あらためて努めていきたいと思っております。

今後ともお気付きの点がありましたら、意見箱や担当部署へのご相談等、よろしくお願いいたします。

なお、以下の記載事項について、本学ウェブサイト上で公開し、大学構成員に周知することを踏まえておりますので、既にご存知の事柄が含まれている場合はご容赦いただきますようお願いいたします。

(回答部署:学務部教務企画課)

1-1 について

開講部局の判断により、可能な範囲で受講教室を分ける対応や、必要に応じてオンライン授業の受講等を認める場合があります。詳細については、所属の教務掛へご相談ください。

3-1、3-2 について

開講部局の判断により、オンライン授業の受講を含む修学継続に必要な支援、休学や履修変更に関する案内と申請支援など、柔軟な対応を行っています。詳細については、所属の教務掛へご相談ください。

(回答部署:学務部学生課)

1-2 について

個別の事案ごとに背景事情や被害者の要望も異なるため、一律の対応を明文化することは困難ですが、引き続き、被害者の方と相談しながら安全確保に努めてまいります。

5-1 について(施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛と調整)

学内で犯罪が発生した場合、当該事案の重大性、緊急性等勘案したうえで、必要に応じて KULASIS により全学生に注意喚起を行っていますので、学生に広く認知いただけるよう、広報に努めてまいります。

5-2 について

学内での犯罪被害を受けたとき・見かけたときは、最寄りの事務室又は所属の教務掛へ相談してください。ご意見を踏まえて、周知の内容を検討いたします。

(回答部署:コンプライアンス部法務室)

5-3 について(「また、」以降、学生課(学生総合支援機構と調整)回答)

教職員及び学生を対象とした e-Learning 研修を実施しております。また、学生総合支援機構ではカウンセラーや精神科医といった専門家による学内研修を実施しております。

<https://sites.google.com/mail.assdr.kyoto-u.ac.jp/consultation/toppage>

5-4 について

『「これまでに(あるいはこの一年間に)何件の被害の相談があったか」「これまでに(あるいはこの一年間に)何件の被害の目撃情報があったか」などを調べてほしいということです。』につきまして、ハラスメントに関しては統計資料がありますが、公開はしておりません。

『「被害者のニーズの把握、相談窓口の認知度や信頼度の把握」とは、「大学の相談窓口でどんな対応をしてほしいですか?」、「被害にあったときにどこに相談すればいいか知っていますか?」、「大学の相談窓口に相談したいと思えますか?(いいえならばその理由)」などの質問項目を設けた、犯罪被害やハラスメント被害に関するアンケートを大学の学生、教職員全体に対して実施してほしいという意味です。そして、被害件数の調査やアンケートの結果を踏まえて、改善策を考えてほしい』につきまして、貴重なご意見ありがとうございます。今後のハラスメントに関する検討において参考にさせていただきます。

5-5 について

ハラスメント研修やハラスメント防止パンフレットにおいて不利益取扱いの禁止については周知しておりますが、ご意見を踏まえて、周知・啓発の内容を検討いたします。

(回答部署:コンプライアンス部調査室、学生総合支援機構)

2-1 について

本学には専門性を異にする相談窓口が複数あります。また、各部局ごとに独立して設置されている相談窓口もあります。それゆえ、複数の専門性にまたがる複雑な問題や、部局間にまたがる問題に関して、当初相談された相談窓口を超えて情報を共有することが課題になってくる場合があります。そうした場合、相談員が他の相談窓口との情報共有が有用ないし必要であると判断した場合には、相談員から相談者に他の相談窓口との情報共有を提案し、話し合った上で、相談者の方の合意が得られた範囲の情報を、他の相談窓口と共有するようしております。こうした情報共有に際しては、相談の秘密を守りプライバシーに関わる情報を厳重に管理することと、効果的な対応のために情報を共有することとの間で適切なバランスをとることが極めて重要になります。また、相談窓口の担当者間での円滑な連携体制の構築も課題となります。この点に関し、相談者に不要な負担をかけるような事態とならないよう、一層努めていきたいと思っております。

(回答部署:学生総合支援機構)

2-2 について

本学には、さまざまな専門性を備えた相談窓口がそれぞれ整備されており、また部局ごとに設置されている相談窓口もあるため、複数の異なる相談窓口が存在することとなっています。とりわけ、相談したい内容が、人間関係や性格などの心理的な問題、

ハラスメントなどの現実的な環境の問題、精神医学的な問題、授業などでの配慮に関わる問題など、複数の専門性にまたがる複雑な問題である場合や、複数部局に関わる問題の場合、対応する相談窓口が複数になってしまうことがあります。このことが相談者に負担をおかけすることには、残念ながらどうしてもやむをえない面もありますが、それでもなお努力・工夫次第で改善できる場所もあると思います。どこに相談に行けばいいかわからない時には、まずは学生総合支援機構学生相談部門の学生相談センターにご相談いただければと思います。学生相談センターでは、ホームページ上で「困っていることがあれば何でも相談に来てください」とお知らせしているように、まずは困っていることをお聞きして一緒に考えていきます。そして、必要に応じて学内外のさまざまな支援リソースをご紹介します(学生相談部門のホームページでも、学内外のさまざまな相談窓口を紹介しています)。

(回答部署: 学生総合支援機構、コンプライアンス部調査室)

4-1 について

2-2 にも記載をしていますが、学生総合支援機構学生相談部門のホームページに学内外のさまざまな支援リソースをご紹介します。なお、ハラスメントの全学相談窓口では、4月から公認心理師の資格を持った職員を配置し、7月から弁護士の資格を持った相談員も配置しております。また、コンプライアンス部法務室では、学内向けの法務相談も実施しており、部局事務を通じてではありますが、相談を受け付けております。また、法務相談に関する学内周知も実施しております。